

1日1円

### 県交通災害共済に加入を

「県交通災害共済」の更新時期が近づきました。この制度は、交通事故に「一日一円の会費で会員相互の助け合いを」と県下の市町村が共同でつくっているものです。現在、白根市でこの共済に二万七千二人(全市民の八〇・六%)という多くの人が加入しています。事故にあつては困りますが、新年度はより多くの皆さんが加入するよう、おすすめします。

▽加入できる人…白根市に住所

のある人

▽共済期間：四月一日から翌年の三月三十一日まで(途中加入も三月三十一日まで)

▽会費：一人年額三百五十円です(途中加入も同額)

▽申し込み：近く、全家庭へ申込書をお届けします。町内でまとめて加入される場合も、個人で加入される場合も、早目に市民生活課消防交通係(☎七三・二一一〇)へ申し込んでください。

# 税金の申告時期です

## 3月15日まで、でも早めにすませましょう!

### ■所得税相談日 (午前9時30分～午後4時)

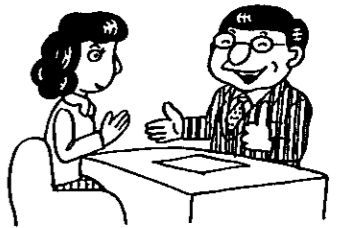
| と き | 所得区分      | 会 場                   |
|-----|-----------|-----------------------|
| 2月  | 18・19日    | 市役所4階大会議室             |
|     | 20・21・22日 |                       |
|     | 27・28日    |                       |
| 3月  | 29日       | 茨曾根地域生活センター(新飯田地区も含む) |
|     | 3日        | 庄瀬地域生活センター            |
|     | 4日        | 市農協白井事業所              |
|     | 5日        | 市農協小林事業所              |
|     | 6日        | 根岸地域生活センター            |
|     | 7日        | 大郷地域生活センター            |
|     | 10日       | 鷺巻地域生活センター            |
|     | 11日       | 市役所4階大会議室             |

今年も税金の申告時期になりました。申告を忘れると、みすみす不利な納税をしなければならぬことにもなります。必ず三月十五日までに申告をしてください。申告は、各地の相談日にされるべしと便利です。

**申告相談日の日程は…**

申告相談日は別表のとおりです。それぞれに応じて、次の証明書を忘れずにお持ちください。

▽源泉徴収票か給与支払い報告書  
▽生命保険料などの支払い証明書  
▽医療費控除や雑損控除を受ける人は、医療機関の受領書や被害の証明書  
▽国民年金や農業者年金保険料の受領書、または証明書  
▽身体障害者は手帳  
▽印



### 農業所得のある人は…

農業所得者には毎年、大農機具および特別経費などの申告書の提出をお願いしていますが、まだ提出していない人もいます。提出しないと、所得決定のさい不利になります。また、申告当日の提出は、その計算上、長く待た

### ■市・県民税相談日 (午前9時30分～午後4時)

| と き | 地 区       | 会 場             |
|-----|-----------|-----------------|
| 2月  | 16日       | 新飯田 新飯田地域生活センター |
|     | 18日       | 茨曾根 茨曾根地域生活センター |
|     | 19・20日    | 根 岸 根岸地域生活センター  |
|     | 21・22日    | 鷺 巻 鷺巻地域生活センター  |
|     | 23・25日    | 庄 瀬 庄瀬地域生活センター  |
|     | 26日       | 白 井 市農協白井事業所    |
|     | 27日       | 大 郷 大郷地域生活センター  |
|     | 28日       | 小 林 市農協小林事業所    |
| 3月  | 1・8・11・12 | 白 根 市役所4階大会議室   |
|     | 13・14・15日 |                 |

### 今月の納税

税の申告時期になると、税務書類の作成などを依頼することが多くなりますが、正規の税理士かどうかをよく確かめてからにしてください。

税理士の資格のない人は、税務書類の作成を禁じられています。

**今月の納税**

▽軽自動車税(随時)、保険税(六期) 納期限は二月二十九日まで。忘れずに納めてください。

※1月15日発行の「税務だより」で、所得税相談日の時間が午前10時からとなっていました。午前9時30分からはじめます。

## 農業用軽油の免税証を交付



■交付方法 農協や軽油販売店で申請書をとりとめ、新津財務事務所へ一括申請し、交付を受けます。従来のような出張交付はしません。

ただし、個人で交付を受けたい人は、農政課農政係で耕作証明書をもらい直接財務事務所へ。この場合は3月1日以降に……。

■申請書の提出期間 2月29日までに農協か軽油販売店へ

■問い合わせ 新津財務事務所間税係 ☎02502-4-7111(9206)へ

## 3月9日は

### 農業委員選挙の

### 投票日です

#### 投票のできる人

三月三十日で任期満了になる農業委員会委員の一般選挙が、三月九日に行われます。

現在、農業委員の定数は三十人です。そのうち二十人の委員は選挙で選び、あとの十人は農協や農業共済組合、市議会などから推せんされ、市長がこれを選任します。

十人以上以上の農耕を営む人と、その人と同居し、おおむね年間六十日以上農耕に従事している親族や配偶者。

ただし、五十四年一月一日現在で農業委員会委員選挙人名簿に登録されている人です。

#### 立候補できる人

十人以上以上の農耕を営む人と、その人と同居し、おおむね年間六十日以上農耕に従事している親族や配偶者で、選挙当日の年齢が満二十歳以上の人。

#### 立候補の届け出

二月二十八・二十九日の二日間、午前八時三十分から午後五時まで、選挙管理委員会事務局(市役所四階)で受け付けます。

詳しいことは、同事務局(☎七三・二一一〇)へ、おたずねください。

## あなたの体力づくりに活用を

### 体育施設の利用 — 団体登録は29日までに

五十五年度に市営の体育施設や学校の体育施設を利用する団体は、二月二十九日までに社会教育課体育係に団体登録をしてください(登録用紙は同係にあります)。登録しないと、体育施設の利用はできません。

なお、屋外体育施設の開放は四月一日からです。四月中に野球場を利用したい団体は、三月十九日までに体育係へ申し込んでください。詳しいことは同係(☎七三・三二七二)へおたずねください。



▲ナイターで野球を楽しむ(諏訪木運動広場で)

#### 【市営体育施設】

諏訪木運動広場、鷺の木桜町河川運動広場、教育委員会体育館

#### ■利用できる施設

#### 【学校体育施設開放校】

新飯田中、庄瀬中、白根第一中、白井中、大鷺中、新飯田小、茨曾根小、庄瀬小、小林小、白根小、根岸小、大通小。